

事務連絡
令和2年3月13日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

認定こども園における新型コロナウイルス感染症への対応に関する
幼保連携型認定こども園園児指導要録等の扱いについて

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての認定こども園の対応について」（令和2年2月28日付け事務連絡）等に基づき対応いただいているところですが、今般、幼保連携型認定こども園園児指導要録等における臨時休業等の扱いについて、Q&Aにとりまとめました。

つきましては、別紙の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

新型コロナウイルス感染症への対応に関する幼保連携型認定こども園園児指導要録等に関する Q&A

問1 幼保連携型認定こども園を臨時休業とした場合（1号認定子どもについてのみ臨時休業とした場合を含む。）、その期間における幼保連携型認定こども園園児指導要録（以下「指導要録」という。）の「出欠状況」における教育日数はどのように記載すればよいか。

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第27条において準用する、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。
（なお、1号認定子どもについてのみ臨時休業とした場合であっても、2号認定子どもについても、教育日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。）

問2 幼保連携型認定こども園を臨時休業とはしないが、自治体又は幼保連携型認定こども園の判断により、家庭で園児を保育できる場合には園に登園させる必要がない旨を保護者に通知し、その通知に基づいて園児が登園しない場合には、指導要録はどのように扱えばよいか。

- 指導要録上は出席日数には含まず、「特に配慮すべき事項」等において、自治体又は幼保連携型認定こども園の通知等に基づいて登園しなかった旨等、その事情がわかるように記載をお願いします。

問3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を臨時休業等した場合、認定こども園こども要録についてはどのように記載すればよいか。

- 認定こども園こども要録を幼保連携型認定こども園園児指導要録により作成している場合は、上記と同様の取り扱いにより記載をお願いします。
認定こども園こども要録を幼稚園幼児指導要録等により作成している場合は、それぞれの取扱いにより記載をお願いします。